

(事例3) 別居の母を扶養し毎月送金をしていましたが、年金額+パート等の収入が増えており、組合員の送金額が被扶養者としての認定基準額を満たしていなかった。	送金額は、母の総収入の1 / 2以上の金額が必要です。 *母と同居している者があれば、その者の収入も含まれます。
--	---

- ◎ 被扶養者が年金を受給している場合は、**最新の振込通知等**を大切に保管しておいてください。また、年金額の改定による認定取消は、改定通知書の受理日が認定取消日となります。余白に受理日を記入しておいてください。
- ◎ 別居している被扶養者への送金について、**手渡しは証拠書類が残らないため原則認めておりません**。ATM等を利用し、組合員から被扶養者へ送金していることが確認できるようにし、振込の控えは必ず保管しておいてください。

(事例4) 被扶養者である夫に、株式収入があるので確定申告の書類を提出したが、雑収入に記載があった。雑収入が恒常的な収入であるか判断がつかなかった。	雑収入については、確定申告の添付書類がない場合があります。様々な収入形態が見受けられるため、恒常的な収入か一時的に得た収入かを追記していただくことがあります。 また、確定申告で <b>認定基準年額を超過した場合は税務署の受付日が取消日</b> となります。
---	---

- ◎ **株等の配当金や譲渡収入**がある方は、恒常的な収入として取り扱いますので、ご注意ください。

## マイナンバーカードの取得促進に取り組んでいます



令和元年5月22日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、マイナンバーカードを健康保険証として利用することが可能となりました。現在の予定では、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される予定です。

これに向けて、本年6月4日に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議において、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定し、医療保険者ごとにマイナンバーカードの取得推進に取り組むこととされました。

当共済組合では、マイナンバーカードの取得促進の取組として、共済フォーラムやホームページによりマイナンバー制度の概要等の広報を行ってまいります。

## 柔道整復師等の施術内容についての文書照会



整骨(接骨)院で柔道整復師等から施術を受けるときに健康保険が使える(組合員証が使える)範囲は限られています。

当共済組合では、医療費適正化への取組の一環として平成29年4月から、組合員証を使用した施術について内容点検が始まりました。

柔道整復師等からの請求(※)について、その内容に疑義が生じた場合は、委託業者から組合員の皆様に施術内容について文書で照会をさせていただくことがありますので、照会文書が届きましたら、期限内の回答にご協力のほどよろしくお願いいたします。

健康保険が使える範囲については公立学校共済組合千葉支部HPを、委託業者からの文書照会については平成28年10月25日付け公立千第303号(全所属通知済み)をご覧ください。

(※) 組合員・被扶養者が組合員証等を使用して施術を受けたとき、本人負担は3割、残りの7割分は柔道整復師等が共済組合に請求します。